

(厚生労働省保険局作成)

オンライン資格確認等について

(平成29年11月8日 第108回社会保障審議会医療保険部会資料より抜粋)

平成29年12月22日 平成29年度第4回評議会



全国健康保険協会 島根支部

協会けんぽ

オンライン資格確認等について

平成29年11月8日
厚生労働省保険局

被保険者番号の個人単位化と資格履歴の一元管理

現状・課題

○ 世帯単位での付番

- ・ 現在の被保険者番号は、基本的に**世帯単位**。保険者は個人（特に被扶養者）の状況把握までは求めていない。適切な保険制度の運用のためにも、保険者として、個人単位での状況把握をどう行うかが課題。
- ・ 今後、保健事業を通じた被保険者の健康管理等の役割が保険者に一層期待されている中、個人単位でデータを連結できない現在の状態は、データヘルスの推進の観点からも課題。

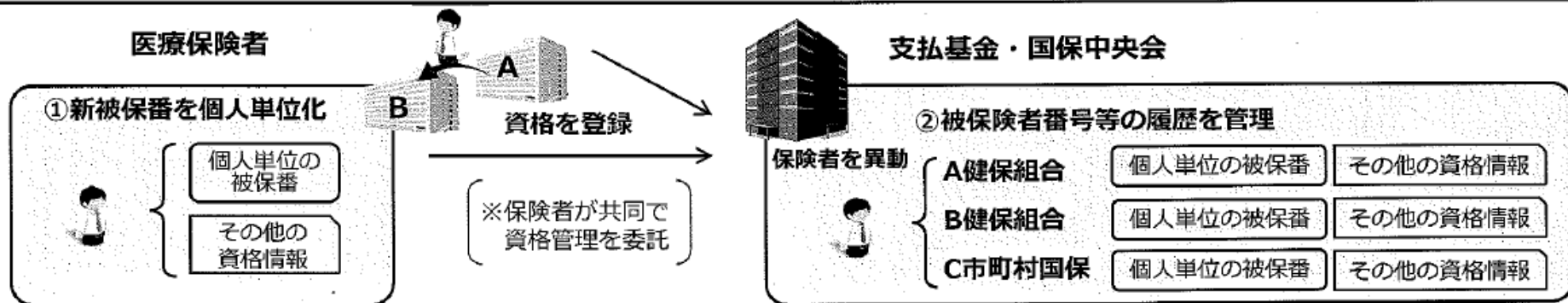
○ 保険者ごとの管理

- ・ 各保険者でそれぞれ被保険者番号を付番しており、**資格管理も保険者ごと。**
- ・ 加入する保険が変わる場合、個人の資格情報(※)は引き継がれず、継続的な資格管理がされていない。

※氏名、生年月日、性別、被保険者番号、資格取得日、負担割合など

対応方針

- ① 加入する保険が変わっても、個人単位で資格情報等のデータをつなげることを容易にするため、**被保険者番号を個人単位化。**（※医療等分野の情報連携に用いる識別子（ID）としての活用も想定。）
- ② 新しい被保険者番号も保険の変更に伴い変わることとなるが、加入する保険によらず資格情報等を連結させて管理するため、個別の保険者に代わって**支払基金・国保中央会が一元的に管理**する。
※ マイナンバー制度の情報連携のために構築されている既存のインフラを活用



オンライン資格確認

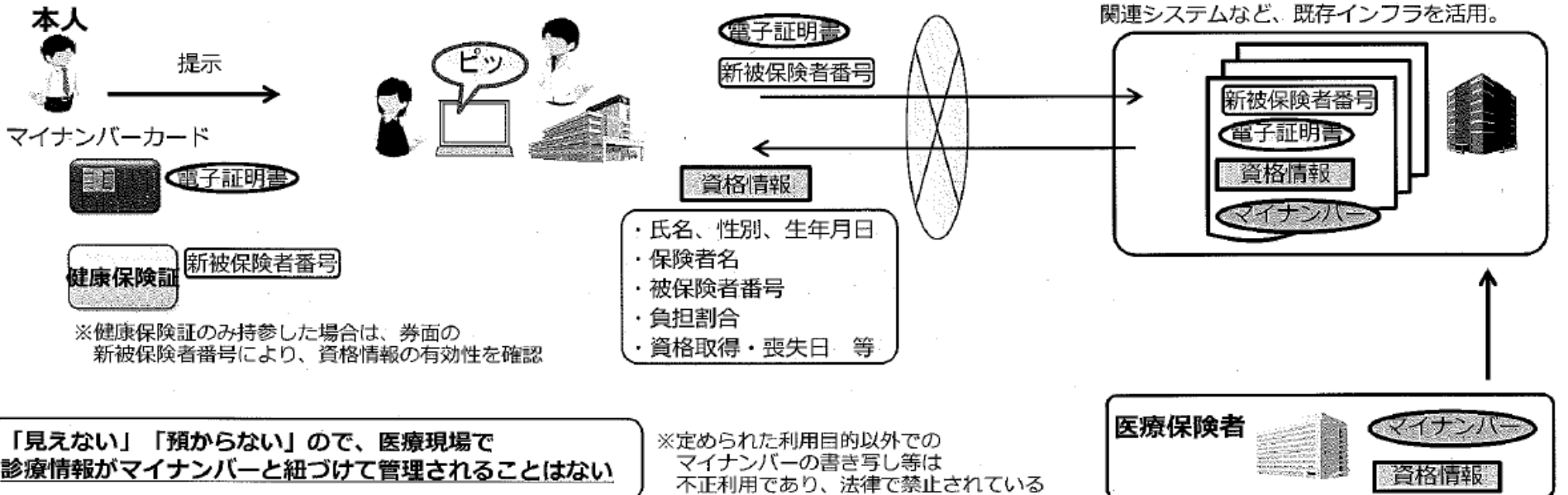
現状・課題

- ・ 現行の健康保険証による資格確認では、資格喪失後の未回収の保険証による受診や、それに伴う過誤請求が請求時に判明。保険者・医療機関等の双方に負担が発生。

対応方針

- ・ マイナンバーカードの電子証明書を保険医療機関・薬局の窓口で読み取って、受診時やレセプト請求前等にオンラインで支払基金・国保中央会に資格情報を照会・確認する仕組みを整備する。

※外来受診（延べ日数）
年間約20億件



マイナポータルを活用した特定健診データの個人向け提供サービス

現状・課題

○ 健康管理の必要性

- ・ 特定健診・保健指導の実施率は年々上昇。予防・健康づくりの重要性は、「骨太の方針」・「未来投資戦略2017」にも明記されており、一層の取組が求められる。

このため、インセンティブ改革の実施とあわせて、国民一人一人の行動変容を促すことが重要。

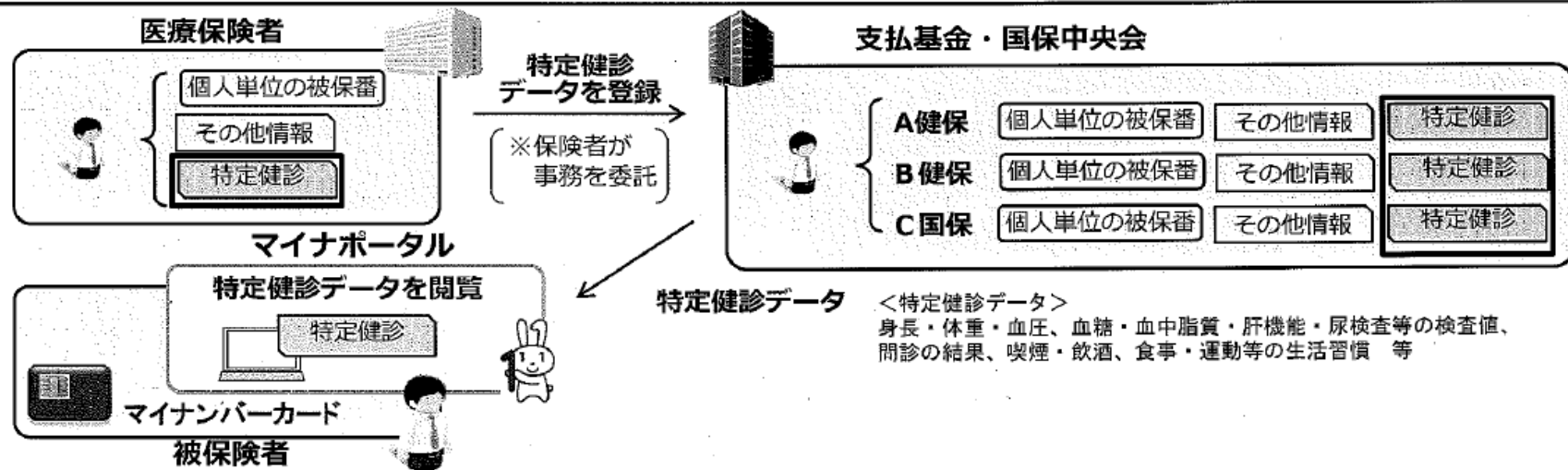
○ 保険者ごとの管理

- ・ 現在は、保険者ごとに被保険者の特定健診等のデータを管理。
- ・ 加入する保険が変わる場合、個人のデータは引き継がれず、継続的に把握されていない。

対応方針

- ・ 加入する保険が変わっても、過去のデータも含めて閲覧できるシステムを構築。
マイナポータルを活用し、特定健診データを本人に提供。

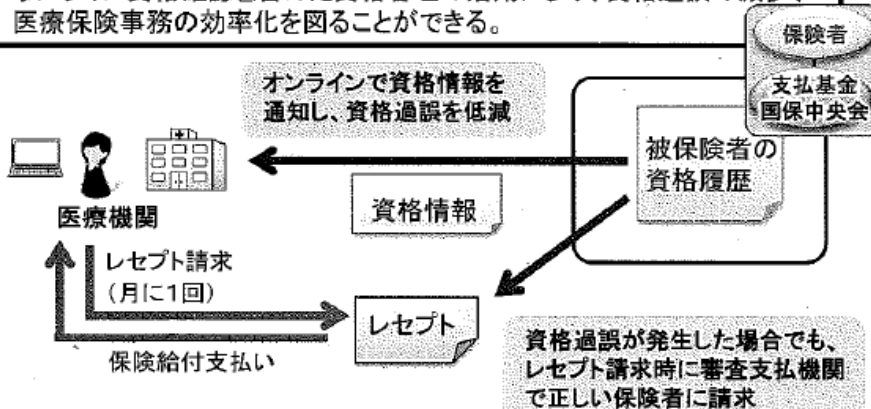
※ コストを抑えつつ、効率的な開発を進める観点から、支払基金・国保中央会において被保険者個人の資格情報を継続的・一元的に管理する仕組み（オンライン資格確認）を活用。



被保険者番号の活用可能性

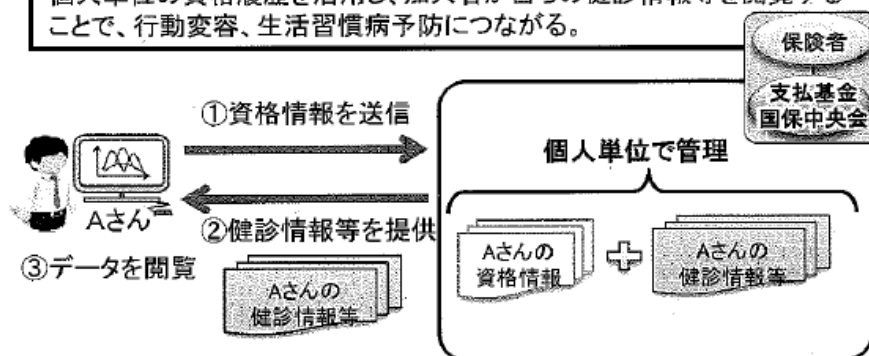
1. 医療保険事務の効率化

オンライン資格確認を含めた資格管理の活用により、資格過誤の減少、医療保険事務の効率化を図ることができる。



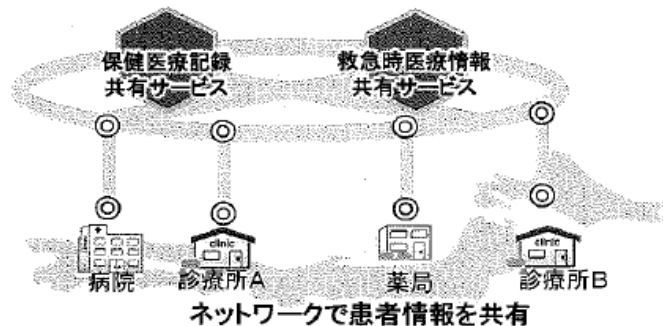
2. 保健医療データの個人向け提供サービス

個人単位の資格履歴を活用し、加入者が自らの健診情報等を閲覧することで、行動変容、生活習慣病予防につながる。



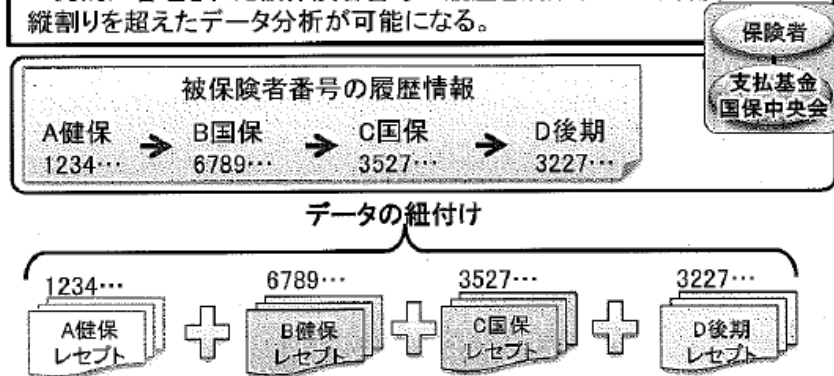
3. 保健医療情報の連携推進

新被保険者番号の活用で、医療機関・薬局等での情報連携が推進され、患者情報の共有により医療の質の向上や適正化等の効果も期待される。



4. 制度の縦割りを越えた保健医療データ分析

一元的に管理された被保険者番号の履歴を活用すれば、制度の縦割りを越えたデータ分析が可能になる。



※ 個人単位化された被保険者番号は、医療等分野の情報連携に用いる識別子（ID）としての活用も見込まれる。

個人の保健医療情報の履歴管理、オンライン資格確認等に関する閣議決定

○ 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）

- 個人・患者単位で、最適な健康管理・診療・ケアを提供するための基盤として、「全国保健医療情報ネットワーク」を整備する。同ネットワークは、患者基本情報や健診情報等を医療機関の初診時等に本人の同意の下で共有できる「保健医療記録共有サービス」と、更に基礎的な患者情報を救急時等に活用できる「救急時医療情報共有サービス」等で構成し、これら自らの生涯にわたる医療等の情報を、本人が経年的に把握できる仕組みであるPHR（Personal Health Record）として自身の端末で閲覧できるようにすることを旨とする。2020年度からの本格稼働に向け、本年度中に実証事業を開始しつつ、具体的なシステム構成等について検討し、来年度以降、詳細な設計に着手する。
- 医療保険のオンライン資格確認及び医療等ID制度の導入について、来年度からの段階的運用開始、2020年からの本格運用を目指して、本年度から着実にシステム開発を実行する。

○ 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）

- 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書（昨年12月10日同研究会取りまとめ）を踏まえ、医療保険のオンライン資格確認及び医療等ID制度の導入について、2018年度からの段階的運用開始、2020年からの本格運用を目指して、本年度中に具体的なシステムの仕組み・実務等について検討し、来年度から着実にシステム開発を実行する。
その際、公的個人認証やマイナンバーカードなどオンライン資格確認のインフラを活用し、国民にとって安全で利便性が感じられる形で導入が進むような設計とした上で、開発を進めるとともに、公費負担医療の適正な運用の確保の観点からも、速やかに検討を行い、できる限り早期に必要な措置を講じる。

○ 日本再興戦略2015（平成27年6月30日閣議決定）

- 公的個人認証や個人番号カードなどマイナンバー制度のインフラを活用して、医療等分野における番号制度を導入することとし、これを基盤として、医療等分野の情報連携を強力に推進する。
具体的にはまず、2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、医療機関の窓口において個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とし、医療等分野の情報連携の共通基盤を構築する。また、地域の医療情報連携や研究開発の促進、医療の質の向上に向け、医療等分野における番号の具体的制度設計や、固有の番号が付された個人情報取扱いルールについて検討を行い、2015年末までに一定の結論を得て、2018年度からオンライン資格確認の基盤も活用して医療等分野における番号の段階的運用を開始し、2020年までに本格運用を目指す。
- 患者本人が自らの医療情報を生涯にわたって経年的に把握し、健康管理に活用できるよう、特定健診データをマイナポータルを含むマイナンバー制度のインフラ等を活用し、2018年を目途に個人が電子的に把握・利用できるようにすることを目指す。

オンライン資格確認の整備に当たり、個人単位の被保険者番号を導入することについて

(1) 医療保険制度では、マイナンバー制度の施行に際して、各保険者や制度全体の運用コストの低減の観点から、支払基金・国保中央会が保険者等の委託を受けて、情報提供ネットワークシステムに一元的に接続する仕組みとし、国保法等の改正（H27年5月成立）により、保険者等から支払基金・国保連への業務委託の規定を整備した。

厚生労働省・支払基金・国保中央会では、情報連携の開始に向けて、医療保険制度の中間サーバーについて、H27年度にソフトウェア、H28年度にハードウェアを整備した。H29年7月から情報連携を試行的に開始しており、H29年秋頃からは本格的に運用開始予定である（H30年7月からは共済も参加予定）。

※) 中間サーバー：マイナンバー制度の情報連携に用いる個人情報の副本を登録し、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会・提供の機能をもつ。支払基金・国保中央会が、協会けんぽ・健保組合・国保組合・後期高齢者医療広域連合の委託を受けて、集約化して整備。

(2) オンライン資格確認については、未来投資戦略2017で、H30年度からの段階的運用開始、H32年からの本格運用を目指して、H29年度から着実にシステム開発を実行するとされている。

(3) 現在の被保険者番号は世帯単位のため、個人単位で継続して効率的に資格管理することが難しい。このため、オンライン資格確認の導入に当たっては、保険者・医療関係者等と協議の上、一定の準備期間を置いて、被保険者番号を個人単位（新被保険者番号）に切り替えた後、オンライン資格確認を本格導入する段取りとする必要がある（本格導入までは試行運用により、医療現場での運用の課題等を検証）。また、より効率的、効果的にオンライン資格確認をするためには、マイナンバーのインフラも活用しながら、加入者の資格履歴を継続的に管理する必要がある。

※) オンライン資格確認のランニングコストは保険者負担を想定しているが、過大な負担とならないよう、できるだけ効率的な仕組みとする必要がある。

(4) なお、個人単位の被保険者番号（新被保険者番号）は、保険者を異動すると変わる番号であるが、加入者の資格履歴を継続して管理する資格確認のインフラを整備すれば、医療等分野の情報連携に用いる識別子（ID）として比較的
低コストで導入可能と考えられる。

(参考) 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）


- ・ 医療保険のオンライン資格確認及び医療等ID制度の導入について、来年度からの段階的運用開始、2020年からの本格運用を目指して、本年度から着実にシステム開発を実行する。

新しい健康保険証の様式等（検討中）

- 個人単位の被保険者番号を記載した新しい健康保険証の様式については、保険者等と調整して確定の上、平成31年度以降、順次、発行していく。また、対応している保険医療機関等では、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を可能とする。
- (※) 保険医療機関等で健康保険証に代えてマイナンバーカードを用いて資格確認ができるよう、開始までに療養担当規則等の省令改正も行う予定。

現行の健康保険証


本人(被保険者)	平成29年10月31日交付
〇〇保険組合	
被保険者証	記号 番号 1234567
氏名	番号 花子
生年月日	平成元年3月31日生 性別 女
資格取得年月日	平成25年4月1日
発行機関所在地	東京都千代田区〇〇〇
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
名称	〇〇保険組合



新しい健康保険証（当面は両者を併用）

- 健康保険証 ※内容や表示形式は、現時点の案であり、今後、保険者等と調整する。

本人(被保険者)	
〇〇保険組合 被保険者証	記号 番号 1234567
個人単位	
被保険者番号	1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4
氏名	番号 花子
生年月日	平成元年3月31日生 性別 女
資格取得年月日	平成25年4月1日
発行機関所在地	東京都千代田区〇〇〇
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
名称	〇〇保険組合



新たに追加

○マイナンバーカード

氏名	番号 花子	個人番号カード
住所	〇〇県〇〇市△△町◇丁目〇番地▽▽号	性別 文
	番号 〇〇号生	
	平成元年 3月 31日生	2025年 3月 31日まで有効
	〇〇市長	年 月 日



〇〇〇〇〇〇〇〇 1234

マイナンバーカードによるオンライン資格確認に対応している医療機関で利用可能。初診時はオンライン資格確認対応の医療機関かどうか分からない場合があるので、健康保険証も持参することを想定

被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認のスケジュール（検討中）

- **新被保険者番号（個人単位の被保険者番号）**は、オンライン資格確認の前提になるので、**オンライン資格確認と一体的に準備を進める必要がある**。保険者や保険医療機関等におけるシステム改修の着手は、**早くても、2018年4月の都道府県国保や診療報酬改定の円滑な施行を待ってから対応**する必要がある。
- **新被保険者番号を記載した新しい健康保険証**は、既存の加入者へは、早ければ、①被用者保険は定時決定（2019年7月1日）後から順次発行、②市町村国保は2019年10月頃（定期的な発行時）から順次発行し、**2020年7月末までに完了（2020年8月診療分、9月請求分から新被保険者番号でレセプト請求）**するスケジュールについて**関係者と調整**する。
- **健康保険証には、当分の間、世帯単位の被保険者番号と新被保険者番号を併記**する。

